

別表 1

| 事業区分             | 対象作物            | 事業実施主体                 | 補助率                           | 採択要件  |  |  |
|------------------|-----------------|------------------------|-------------------------------|---|--|--|
|                  |                 |                        |                               | 補助対象  | 個別事項   | 共通事項   |
| 1 強い野菜産地拡大特別対策事業 |                 |                        |                               |   |  |  |
| (1) 大規模産地育成型     | きゅうり、トマト、アスパラガス | 市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等 | 県補助率 1/10 以内<br>〔国庫補助 1/2 以内〕 | <p>1 産地生産基盤パワーアップ事業の生産支援事業を活用して導入する以下の園芸用施設に係る経費</p> <p>(1) パイプハウス資材<br/>・パイプハウス骨材<br/>・被覆資材<br/>・内張資材<br/>・補強資材 等</p> <p>(2) 付帯設備<br/>・かん水関係設備 等</p> | <p>1</p> <p>(1) 産地生産基盤パワーアップ事業とは、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依頼通知）及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知）に基づく産地生産基盤パワーアップ事業のことである。</p> <p>(2) 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱別表2の1（1）イの生産資材の導入等について、産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業実施方針（令和2年4月1日施行予定）に基づき、園芸用施設及び付帯設備を導入する経費を補助対象とする。</p> | <p>次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>1 産地生産基盤パワーアップ事業を活用して園芸用施設を導入する取組であること。</p> <p>2 集出荷体制の見直しについて以下の(1)～(4)から1つ以上を選択し、産地が一体となって取り組むこと。<br/>(1) 共同選果機の導入・利用体制の見直し<br/>(2) 集荷体制の見直し<br/>(3) 出荷体制の見直し<br/>(4) 予冷体制の見直し</p> <p>3 園芸用施設を新たに 0.3ha 以上導入する取組であること。</p> <p>4 市町村が補助対象事業費の 3%以上を支援する取組であること。</p> |
| (2) 中山間地域等産地拡大型  | きゅうり、トマト、アスパラガス | 市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等 | 県補助率 1/2 以内                   | <p>1 産地生産基盤パワーアップ事業の要件を満たすことが困難な地域等で導入する以下の園芸用施設に係る経費</p> <p>(1) パイプハウス資材<br/>・パイプハウス骨材<br/>・被覆資材</p>   | <p>1</p> <p>(1) 設置する園芸用施設については、「福島県園芸用施設及び園芸用施設に準拠した堆肥化施設の安全確保に関する指導指針」に基づいた構造耐力を有するものであること。</p> <p>(2) 園芸用施設設置後は、園芸施設共済に加入するよう指導するものとする。</p>  | <p>次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>1 産地生産基盤パワーアップ事業の要件を満たすことが困難な地域の取組であること。</p> <p>2 集出荷体制の見直しについて以下の(1)～(4)から1つ以上を選択し、</p>   |

|  |  |  |   |  |
|--|--|--|---|--|
|  |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・内張資材</li> <li>・補強部材 等</li> </ul> <p>(2) 付帯設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かん水関係設備 等</li> </ul> <p>(3) (1) 及び (2) の導入に係る施工費</p> | <p>産地が一体となって取り組むこと。</p> <p>(1) 共同選果機の利用体制の見直し</p> <p>(2) 流通先の見直し</p> <p>(3) 集荷体制の見直し</p> <p>(4) 予冷体制の見直し</p> <p>3 園芸用施設を新たにおおむね<br/>0.3ha 以上導入する取組であること。</p> <p>4 市町村が補助対象事業費の 3%以上を支援する取組であること。</p> |
|--|--|--|---|--|

## 別表 2

### 1 留意事項

#### 1 補助対象について

- (1) 一事業実施主体において複数品目の施設を導入する場合は、品目ごとに受益者、事業内容、事業費等を明らかにし、目標、成果目標等を定めるものとする。
- (2) 事業実施主体は、施設の利用者と施設を設置する農地の所有者が異なる場合には、利用者と農地所有者との間で利用権を設定するなど、適切な措置を講じること。
- (3) 目的外使用のおそれのあるもの又は事業効果の少ないものについては、補助の対象としない。
- (4) 補助対象とする施設及び付帯設備は原則として新品、新築又は新設とする。
- (5) 事業の内容が、過去において他の県事業により補助を受けたものと同一であり、その更新と認められる場合は、補助の対象としない。
- (6) 本事業により整備した施設及び付帯設備には、事業名を表示すること。

#### 2 事業実施主体について

- (1) 事業実施主体の受益者は、3戸以上とする。ただし、本要領(2)の中山間地域等産地拡大型において中山間地域等の場合は、2戸以上とする。  
なお、「中山間地域等」とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条の規定に該当する市町村、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域又は特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域のいずれかに該当する地域をいう。
- (2) 「営農集団」とは、3戸以上の生産者からなる組織とし、組織の規約及び施設管理規定等の規則を制定している組織とする。ただし、中山間地域等の場合は、2戸以上とする。